

個人ローン規定書
〔証書貸付ローン〕
(2020 年 9 月 23 日版)

目次

第 1 章 個人ローンに共通に適用される規定

- 第 1 条 個人ローン規定書の承認
- 第 2 条 変動金利借入・固定金利選択借入間の相互の借入方式の切り換え
- 第 3 条 元利金の返済方法
- 第 4 条 損害金
- 第 5 条 諸費用の返済用預金口座からの払い戻し
- 第 6 条 元利金返済額等の自動支払
- 第 7 条 繰り上げ返済
- 第 8 条 担保
- 第 9 条 期限前の全額返済義務
- 第 10 条 反社会的勢力の排除
- 第 11 条 銀行からの相殺
- 第 12 条 借主からの相殺
- 第 13 条 債務の返済等にあてる順序
- 第 14 条 代り証書等の差し入れ
- 第 15 条 印鑑照合
- 第 16 条 費用の負担
- 第 17 条 届出事項
- 第 18 条 報告および調査
- 第 19 条 団体信用生命保険付保
- 第 20 条 債権譲渡
- 第 21 条 管轄裁判所
- 第 22 条 保証料
- 第 23 条 全国銀行個人信用情報センター登録
- 第 24 条 個人情報の収集・利用・提供に関する同意
- 第 25 条 保証
- 第 26 条 固定金利手数料
- 第 27 条 ローン取扱手数料
- 第 28 条 規定書の変更

第 2 章 変動金利借入に適用される規定

- 第 1 条 定義

第2条	借入利率見直しの基準
第3条	借入利率の見直し
第4条	返済額の変更<元利均等返済の場合のみ適用>
第5条	返済額の指定
第6条	最終約定返済日の取扱い<元利均等返済の場合のみ適用>
第3章 固定金利選択借入に適用される規定	
第1条	固定金利適用期間中の適用利率
第2条	固定金利適用期間中の繰り上げ返済
第3条	固定金利適用期間中の返済額の指定
第4条	固定金利適用期間終了後の適用利率
第5条	固定金利適用期間終了後の変動金利借入による借入利率の見直し
第6条	固定金利適用期間終了後の変動金利借入による借入利率見直しに伴う返済額変更の基準<元利均等返済の場合のみ適用>
第7条	固定金利適用期間終了後の変動金利借入による最終約定返済日の取扱い<元利均等返済の場合のみ適用>
第4章 固定金利借入に適用される規定	
第1条	固定金利借入の適用利率
第2条	固定金利借入の繰り上げ返済
第3条	固定金利借入の返済額の指定
	<第3項および第4項は元利均等返済の場合のみ適用>
第5章 住宅ローン（親子リレー返済方式）に適用される規定	
第1条	連帯債務の特約
第6章 住宅融資つなぎローンに適用される規定	
第1条	元利金の返済方法
第2条	住宅金融支援機構等からの借入金の代理受領
第3条	繰り上げ返済の特約
第7章 アパートローンに適用される規定	
第1条	固定金利適用期間の繰り上げ返済
第8章 無担保ローン（除く「住宅融資つなぎローン」）に適用される規定	
第1条	債務不履行の場合の資産譲渡
第2条	公正証書の作成
第3条	固定金利借入についての留意事項
第4条	変動金利借入における返済額の変更
第9章 提携教育ローンに適用される規定	
第1条	個人信用情報機関への登録、利用等
第10章 電子契約に適用される規定	

- 第1条 印鑑照合等
- 第2条 電子契約手数料

「用語の解説」

〔ご参考〕関連するその他の約款等

保証委託約款（「保証委託契約証書」に記載）

- 第1章 個人ローンに共通に適用される約款
- 第2章 有担保ローンに適用される約款
- 第3章 無担保ローンに適用される約款

団体信用生命保険のご説明（「団体信用生命保険申込書兼告知書」に記載）

第1章 個人ローンに共通に適用される規定

第1条 （個人ローン規定書の承認）

1. 借主は、株式会社みずほ銀行（以下「銀行」といいます）から金銭を借り受けるため個人ローン契約書（金銭消費貸借契約証書）を差し入れるにあたりこの個人ローン規定書を承認するものとします。
2. 借入要項に以下の借入方式を定めている場合は、本章のほか、次の各章が適用されるものとします。

借入方式	適用される章
変動金利借入	第2章
固定金利選択借入	第3章
固定金利借入	第4章

3. 以下のローンについては、前項のほか、次の各章が適用されるものとします。

ローン種類	適用される章
住宅ローン（親子リレー返済方式）	第5章
住宅融資つなぎローン	第6章
アパートローン	第7章
無担保ローン（除く「住宅融資つなぎローン」）	第8章
提携教育ローン	第9章

4. ①第1項の契約書に基づく契約は本規定書において「個人ローン契約」といいます。
- ②第1項の契約書に記載される借入要項は本規定書において「借入要項」といいます。

第2条 （変動金利借入・固定金利選択借入間の相互の借入方式の切り換え）

1. 本条の規定は、変動金利借入（第2章第1条に定める「標準金利」を「短期プ

ライムレート連動長期貸出金利の最優遇金利」としている場合に限ります)・固定金利選択借入の二種類の借入方式を有するローンにおいてのみ適用されます。

2. 借主は、予め銀行が認めた場合、総借入の金額の範囲内で、変動金利借入・固定金利選択借入の中から二口まで選択して（同一の借入方式を二口選択することを含みます）、借入ができることとし、次項に定める日に変動金利借入・固定金利選択借入間の相互の借入方式の切り換えができるものとします。ただし、固定金利選択借入（固定金利選択借入の固定金利適用期間終了後に再度固定金利選択借入を選択する場合を含みます）に切り換えを行う場合、銀行所定の手数料を支払うものとします。
3. 変動金利借入・固定金利選択借入間の相互の借入方式の切り換えならびに新たな固定金利選択借入への切り換えは、変動金利借入の場合は借入要項に定める毎月の返済日の翌日、固定金利選択借入の場合は固定金利適用期間終了日の翌日にできるものとします。この場合、3営業日前までに銀行に通知のうえ、銀行所定の「個人ローン変更契約書」を銀行に差し入れることとします（ただし、固定金利選択借入の固定金利適用期間終了後に変動金利借入に切り換えする場合、「個人ローン変更契約書」は不要とします）。
4. 既存の変動金利借入と固定金利選択借入がある場合に、既存の変動金利借入と、固定金利選択借入から切り換えにより新たに変動金利借入となった借入は各々金利が異なることがあるものとします。既存の固定金利選択借入と切り換えにより新たに固定金利選択借入となった借入についても同様とします。
5. 連帯保証人・連帯債務者は、借主が本条の規定に従い、変動金利借入・固定金利選択借入間の相互の借入方式の切り換えを行うことについて、あらかじめ承認することとし、切り換え後の債務については引き続き連帯保証・連帯債務の責めに任じるものとします。

第3条 (元利金の返済方法)

1. 元利金の返済方法は、以下のいずれかの方法とします。

返済方法	内容
元利均等返済	毎回の返済額について、当行所定の計算方法により、元金部分と利息部分を合わせて一定額となるよう算出した額を返済する方法（原則として合計返済額は毎回同一）
元金均等返済	毎回の返済額について、当行所定の計算方法により、元金部分を一定額とし、それに所定の利息を加算した額を返済する方法（原則として合計返済額は毎回異なる）

《元利均等返済・元金均等返済共通》

2. 利息は各返済日に後払いするものとします。
また、元金返済を据え置く期間（据置期間）を設定する場合は、当該期間中は

利息のみの支払とします。

①毎月返済の利息は〔毎月返済の部分の元金残高×（年利率×1／12）〕で計算します。

②半年ごと増額返済の利息は、〔増額返済の部分の元金残高×（年利率×1／12）×6〕で計算します。

③第1回返済日または第1回利息支払日の利息は、次のとおり計算します。

ア．借入日以降、借入日の翌月から起算して50日以内の期間において、最も遅い返済日の応当日と第1回返済日または第1回利息支払日と比較し、最も早い日を基準日とします。

イ．借入日の日付と基準日の日付が同一の場合、年利率×1／12で計算します。

ウ．借入日の日付と基準日の日付が同一ではなく、借入日の翌日から起算して、第1回返済日または第1回利息支払日までの期間が50日以内の場合、1年を365日とし、日割で計算します。

エ．借入日の日付と基準日の日付が同一ではなく、借入日の翌日から起算して、第1回返済日または第1回利息支払日までの期間が51日以上の場合、借入日から基準日までの期間は、1年を365日とし、日割で計算し、残りの期間を年利率×1／12で計算します。

3．半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。

《元利均等返済の場合》

4．毎回の元利金返済額は均等とします。ただし、第1回返済日もしくは第1回利息支払日の元利金返済額は、第1章第3条第2項第3号の利息の計算により、また、最終返済日の元利金返済額は、利息計算の端数処理により、毎回の元利金返済額とは異なる金額となる場合があります。

5．借主からの申し出により毎月のご返済日を変更した場合、それに合わせて最終返済日、固定金利適用終了日、変動金利の借入利率見直し日・返済額の見直し日等についても変更することとします。

《元金均等返済の場合》

4．毎回の元金返済額は均等とします。ただし、最終返済日の元金返済額は、端数処理のため、毎回の元金返済額とは異なる金額となる場合があります。

5．借主からの申し出により毎月のご返済日を変更した場合、それに合わせて最終返済日、固定金利適用終了日、変動金利の借入利率見直し日等についても変更することとします。

第4条 （損害金）

元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し年率14%（1年を365

日とし、日割で計算する)の損害金を支払うものとします。

第5条 (諸費用の返済用預金口座からの払い戻し)

1. 個人ローン契約にかかる印紙代、確定日付料、残高証明書、支払利息証明書発行手数料、その他いっさいの費用について、その発生後いつでも銀行は普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ充当することができるものとします。
2. 個人ローン契約に関して借主が負担する下記諸費用についても、銀行は前項と同様の手続により返済用預金口座から払い戻しのうえ、各費用ごとの支払先に振替・振込の方法により支払うことができるものとします。

なお、振込にかかる振込手数料についても銀行は同様の処理ができるものとします。

- ①個人ローン契約にかかる銀行所定の保証会社(以下「保証会社」といいます)との保証委託契約証書(以下「保証委託契約」といいます)に基づき借主が保証会社に対して支払う保証料および手数料。
 - ②個人ローン契約または保証委託契約に基づき、不動産登記申請または不動産登記簿閲覧、同謄本・抄本の交付の申請を行うにあたって、銀行または保証会社が指定する司法書士にそれらの申請を委任・依頼する場合の、借主が当該司法書士に対して支払うべき当該申請に要した費用(登録免許税等印紙代、司法書士の報酬その他いっさいの費用を含みます)。
 - ③借主が損保代理店または保険会社に火災保険を申し込む場合に当該損保代理店または保険会社に支払うべき保険料。
3. なお、上記1. および2. の諸費用については、銀行は前2項の方法によるほか、予め借入金から差引くことによりその支払に充当することができるものとします。

第6条 (元利金返済額等の自動支払)

1. 元利金の返済は、借入要項記載の借主名義の返済用預金口座からの自動支払の方法によります。ただし、企業等との提携に基づく借入(提携方式)で当該企業等を通じて返済する場合、第1章第7条によって繰り上げ返済する場合および第1章第9条、第1章第10条、第1章第19条によって個人ローン契約による債務全額を返済しなければならない場合は除きます。
2. 借主は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。)までに毎回の元利金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
3. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。た

だし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。

4. 毎回の元金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとし、

第7条 (繰り上げ返済)

1. 借主が、個人ローン契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には、借主は繰り上げ返済日の5営業日前までに通知することとし、銀行所定の申込書を差し入れることとします。
2. 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うもしくは引き継ぎすることとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合には、前3項によるほか、銀行所定の方法で取り扱うものとします。
5. 連帯保証人・連帯債務者は、借主が本条の規定に従い、繰り上げ返済を行うことについて、あらかじめ承認することとし、繰り上げ後の債務については引き続き連帯保証・連帯債務の責めに任じるものとします。

第8条 (担保)

1. 担保価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なく個人ローン契約による債権を保全しうる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。銀行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
3. 個人ローン契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず個人ローン契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。また、個人ローン契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、銀行はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。

4. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第9条 (期限前の全額返済義務)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は個人ローン契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに個人ローン契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含みます。）を返済しなかったとき。
 - ②借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの請求によって、個人ローン契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに個人ローン契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ②借主が第1章第8条第1項もしくは第2項または第1章第14条の規定に違反したとき。
 - ③借主が支払を停止したとき。
 - ④借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤保証人が前項第2号または本項前各号のいずれかに該当したとき。
 - ⑥担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき。
 - ⑦借主が個人ローン契約により取得した不動産について、借入契約期間中に使用目的・用途を変更したとき。
 - ⑧借主がローンの申込または契約締結に際し、銀行に申述した事項または提出した資料等に記載された事項が、1つでも事実と反すると判明したとき。
 - ⑨ローン契約による債務の担保として銀行または保証会社が担保権を受けている不動産が、建築基準法その他法令の規定またはこれらの法令に基づく許可条件に違反していることが判明したとき。
 - ⑩前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含みます。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第10条 (反社会的勢力の排除)

1. 借主は、借主または保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号

のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、借主または保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第11条 (銀行からの相殺)

1. 銀行は、個人ローン契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第1章第9条、第1章第10条、第1章第19条によって返済しなければならない個人ローン契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第12条 (借主からの相殺)

1. 借主は、個人ローン契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、個人ローン契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第1章第7条に準じるものとします。この場合、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。

第13条 (債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、個人ローン契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、個人ローン契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第14条 (代り証書等の差し入れ)

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書を差し入れるものとします。

第15条 (印鑑照合)

銀行が、銀行との借入契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を個人ローン契約書に押印の印影または、返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第16条 (費用の負担)

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- ① 抵当権・根抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- ② 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- ③ 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第17条 (届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届け出を怠ったため、銀行が借主から最後に届け出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 借主について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または借主の補助人・保佐人・後見人はその旨を直ちに銀行に書面で届け出るものとします。届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様とします。これらの届け出を怠ったために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第18条 (報告および調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。
3. 借主は、個人ローン契約により取得した不動産について、借入契約期間中に使用目的・用途を変更した場合は、銀行に報告するものとします。

第19条 (団体信用生命保険付保)

1. 団体信用生命保険を付保する場合には、次の各項を適用するものとします。
2. 借主は、個人ローン契約による債務の担保とするため、銀行が借主を被保険者とし、銀行を保険契約者ならびに保険金受取人とする団体信用生命保険契約

を締結することに同意します。なお、保険料は銀行の負担とします。

3. 銀行が団体信用生命保険契約を締結するために借主の同意を要する必要が生じたときは、銀行の要求があり次第直ちに必要な書類を作成することに協力します。
4. 保険金額は、個人ローン契約による債務の金額を基準とし、団体信用生命保険契約に基づき算出されるものとします。
5. この団体信用生命保険が成立した後に、万一借主に保険事故が発生したときは、借主は個人ローン契約による債務全額について銀行から通知催告等の手続を要せず当然に期限の利益を失い、直ちに個人ローン契約による債務全額の返済義務が発生するものとします。
6. 借主に関する保険事故により銀行がその保険金を受領したときは、個人ローン契約による債務は当該受領分についてのみ消滅するものとします。
7. 第1章第9条、第1章第10条に定めるほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、銀行の請求によって個人ローン契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちに個人ローン契約による債務全額を返済します。
 - ①借主が第2項に定める同意を撤回し、または必要な書類を作成することに協力しないため保険契約が締結できないとき。
 - ②借主の団体信用生命保険約款違反、その他借主の責めに帰すべき事由により、保険金が支払われないことが明らかとなったとき。

第20条 (債権譲渡)

1. 借主は、銀行が将来個人ローン契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む）すること、および銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第21条 (管轄裁判所)

1. 本規定および本規定が適用される個人ローン契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規定が適用される銀行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、借主は銀行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることとします。

第22条 (保証料)

保証料を一部前払いする場合の前払い保証料を除き、保証料は利息に含めるものとし、銀行を通じて保証会社に支払うものとします。利息の支払いを遅延した場合

には、当該保証料は銀行が代わって保証会社宛支払うものとします。なお、本条の規定は、「無担保ローン（除く「住宅融資つなぎローン」）」においては適用いたしません。

第23条 （全国銀行個人信用情報センター登録）

1. 借主は、銀行が個人ローン契約の申込に関して、銀行の加盟する全国銀行個人信用情報センターを利用した場合、その利用した日および本申込の内容等が、同センターに1年を超えない期間登録され、同センターの加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
2. 借主は、借入金額、借入日、最終返済日等の個人ローン契約の内容、および返済状況（入金の有無、延滞、代位弁済、強制回収等の事実を含む）の履歴について、契約期間中および契約終了日（契約終了日に完済されていない場合は実際の完済日）から5年を超えない期間、全国銀行協会が運営する全国銀行個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員および同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員によって、自己の取引上の判断のため利用されることに同意します。

第24条 （個人情報の収集・利用・提供に関する同意）

借主は、借主に関する情報の収集・利用・提供に関し、以下の内容に同意します。

- ①銀行が個人ローン契約に基づく与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務等のために保証会社から当該保証会社が保有する借主の情報を収集し利用すること。
- ②銀行が上記業務のために、銀行が保有する借主の情報を保証会社に提供すること。

第25条 （保証）

1. 保証人は、借主が個人ローン契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、個人ローン契約に従うものとします。
2. 保証人は、借主がその銀行に対する預金その他の債権による相殺権を有するときであっても、銀行に対する債務の履行を拒まないものとします。
3. 保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 保証人が、個人ローン契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との取引継続中は、銀行の同意がなければ行使できないものとします。また、保証人による、代位の目的となった権利の対価たる金銭については、銀行が保証人に優先して弁済に充当することができるものとします。
5. 保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証している場合には、その保

証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとし、保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

6. 借主は、銀行が現在および将来の保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主に対してもその履行の請求の効力が生じるものとするについて、合意するものとします。

第26条 (固定金利手数料)

借主は、当初の借入日に固定金利選択借入もしくは固定金利借入にて借入する場合、銀行所定の手数を支払うものとします。

第27条 (ローン取扱手数料)

借主は、当初の借入日に保証料を前払いしない方式(ローン取扱手数料型)にて借入する場合、借入日までにかかる事務費用相当として、銀行所定の手数を借入日に一括して支払うものとします。

第28条 (規定書の変更)

1. この個人ローン規定書の条項その他の条件は民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第2章 変動金利借入に適用される規定

第1条 (定義)

1. 「標準金利」とは、銀行が定める「短期プライムレート連動長期貸出金利の最優遇金利」または「長期プライムレート」のうち借入要項に定めたものをいいます。
2. 当初の借入利率は、次の日現在の標準金利を基準とします。

①年2回変更型

- ア. 4月1日から9月30日までの間に借主が借り入れた場合には、直前の3月1日。
- イ. 10月1日から3月31日までの間に借主が借り入れた場合には、直前の9月1日。
- ウ. 前2号にかかわらず、3月1日から8月31日までの間または9月1日から2月末日までの間に、標準金利の引上げ幅または引下げ幅が銀行所定の水準(2019年12月1日現在0.5%)以上となり、その後1ヶ月以上を経過した日に借主が借り入れた場合には、標準金利の引

上げ幅または引下げ幅が銀行所定の水準以上となった日。

②随時変更型

借入日現在。

ただし、標準金利変更日につづく2週間以内に借主が借り入れた場合には、標準金利変更日の前日。

第2条 (借入利率の見直しの基準)

1. 借入要項に定めた借入利率は標準金利の変動に伴って引上げまたは引下げられるものとします。
2. ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により標準金利が廃止された場合には、標準金利に代え、一般に相当と認められる金利を標準金利とするものとします。

第3条 (借入利率の見直し)

1. 借入利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます）に行なうものとします。
2. 見直し方法は、前回基準日における標準金利と現基準日における標準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。ただし、借入後最初の見直しの場合には、前回基準日は当初借入利率の基準となった第2章第1条第2項で定める日と読み替えます。
3. 前2項により見直した借入利率の適用開始日は次の通りとします。

①半年ごと増額返済を併用しない場合

ア. 基準日が4月1日の場合には、その後に到来する6月の約定返済日の翌日（したがって、7月の返済日から、新借入利率適用による返済が始まるものとします）。

イ. 基準日が10月1日の場合には、その後に到来する12月の約定返済日の翌日（したがって、翌年の1月の返済日から、新借入利率適用による返済が始まるものとします）。

②半年ごと増額返済を併用する場合

〔 〕《赤色■マーク》

毎月返済部分については前号と同様とし、増額返済部分については分ち計算するものとします。

〔 〕《青色●マーク》

各基準日以降、最初に到来する借入要項に定めた増額返済月における約定返済日の翌日。

4. 前3項により借入利率が見直された場合、銀行は原則として見直し後第1回の約定返済日の10日前までに、変更後の借入利率並びに毎回の元利金返済額に占める元金部分と利息部分の金額等を書面により通知するものとします。

第4条 (返済額の変更) <元利均等返済の場合のみ適用>

1. 10月1日の見直し基準日を5回経過するまでは、その間に借入利率の変更があっても、その後最初に到来する、第2章第3条第3項に定める約定返済日までは、元金部分と利息部分の金額を調整することにより、毎回の元利金返済額は変更しないものとします。
5回目の10月1日の見直し基準日には、銀行は借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて返済額を算出し直すものとし、借主は、その後最初に到来する、第2章第3条第3項に定める約定返済日の翌日よりこれに基づいて返済します。以降も同様とします。ただし、新返済額は、前回返済額の1.25倍を限度とします。
2. 前項の元金部分の利息部分の金額の調整については、次のとおりとします。
 - ①ア. 借入利率の引上げの場合には、増加した利息は、毎回の返済額に含めて支払うものとし、増加した利息相当額だけ、元金の返済を減少させるものとします。ただし、支払利息の増加により、利息の支払だけで毎回の返済額を超えたときは、その超過部分（以下「未払利息」という）は、5回目の10月1日の見直し基準日後最初に到来する、第2章第3条第3項に定める約定返済日まで、その支払を猶予するものとします。
 - イ. 返済額の見直し基準日において未払利息の繰延べがある場合は、銀行所定の計算方法により新返済額を算出するものとします。
 - ウ. 繰り上げ返済する場合において、上記未払利息の繰延べがある場合は、繰り上げ返済日に支払うものとします。
 - ②借入利率の引下げの場合には、減少した利息相当額だけ元金の返済額を増加させるものとします。ただし、未払利息の猶予を受けているときは、その支払を優先させるものとします。
3. 半年ごと増額返済部分については、次回返済時より毎月返済部分とは別個に前2項に準じて取り扱うものとします。
4. 上記の規定にかかわらず、元金据置期間中は、第1章第3条により算出された利息支払額を支払うものとします。同期間中に借入利率の変更があった場合には、変更後の新借入利率をもとに算出された利息支払額を支払うものとします。
5. 本条の規定は無担保ローン（除く「住宅融資つなぎローン」）については適用しないこととします。

第5条 (返済額の指定)

1. 本条の規定は、銀行の承諾を受け、銀行所定の手続、手数料の支払を行ったうえで、返済額の指定をする場合において適用されます。なお、指定の対象は、元利均等返済の場合は「元利金」、元金均等返済の場合は「元金」とします。

2. 連帯保証人・連帯債務者は、借主が本条の規定に従い、返済額の指定を行うことについて、あらかじめ承認することとし、返済額の指定後の債務については引き続き連帯保証・連帯債務の責めに任じるものとします。

[]《赤色■マーク》《元利均等返済の場合のみ適用》

3. 第2条第4条の規定にかかわらず、借入要項において「返済額指定期間終了日」を定めた場合または、後日「個人ローン変更契約書」を差し入れ、当該変更契約書で「返済額指定期間終了日」を定めた場合には、毎回返済額は、「返済額指定期間終了日」までは、その間に借入利率の変更があっても変更しないこととし、元金返済額と利息支払額の占める割合のみを変更するものとします。
4. 毎回返済額の変更は、「返済額指定期間終了日」の翌日に行うものとし、その時点での借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて新しい毎回返済額を算出し、翌月返済分からこの新しい毎回返済額をもって返済するものとします。
5. 「返済額指定期間終了日」以降の返済額の変更については第2章第4条の規定を適用するものとします。

[]《青色●マーク》《元利均等返済の場合のみ適用》

3. 第2条第4条の規定にかかわらず、借入要項において「返済額指定期間終了日」または「返済額減額期間終了日」を定めた場合または、後日「個人ローン変更契約書」を差し入れ、当該変更契約書で「返済額指定期間終了日」または「返済額減額期間終了日」を定めた場合には、毎回返済額は、「返済額指定期間終了日」または「返済額減額期間終了日」までは、その間に借入利率の変更があっても変更しないこととし、元金返済額と利息支払額の占める割合のみを変更するものとします。
4. 毎回返済額の変更は、「返済額指定期間終了日」または「返済額減額期間終了日」の翌日に行うものとし、その時点での借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて新しい毎回返済額を算出し、翌月返済分からこの新しい毎回返済額をもって返済するものとします。
5. 「返済額指定期間終了日」または「返済額減額期間終了日」以降の返済額の変更については第2章第4条の規定を適用するものとしますが、「返済額指定期間終了日」の翌日に行う毎回返済額の変更に限り、返済額指定期間中の毎回返済額の1.25倍を限度とします。

第6条 (最終約定返済日の取扱い) <元利均等返済の場合のみ適用>

最終の返済額見直し以降、借入利率変更に伴い、最終期限に未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終期限に一括して支払うものとします。

第3章 固定金利選択借入に適用される規定

第1条 (固定金利適用期間中の適用利率)

固定金利選択借入の適用利率は借入要項欄に記載の利率にて固定するものとし、固定金利適用期間中は変更しないものとします。

なお、当初借入時における固定金利選択借入の適用利率を定めるための基準は、借入日における銀行所定の金利とします。

また、変動金利から固定金利選択方式への切り換えを行う場合の固定金利選択借入の適用利率を定めるための基準は、切り換えを行う約定返済日（休日調整前）の当日における銀行所定の金利とします。

第2条 （固定金利適用期間中の繰り上げ返済）

借主が固定金利適用期間中に繰り上げ返済を行なう場合には、第1章第7条に定める手数料とは別の銀行所定の手数料を支払うものとします。

第3条 （固定金利適用期間中の返済額の指定）

1. 本条の規定は、銀行の承諾を受け、銀行所定の手続、手数料の支払を行ったうえで、返済額の指定をする場合において適用されます。なお、指定の対象は、元利均等返済の場合は「元利金」、元金均等返済の場合は「元金」とします。
2. 連帯保証人・連帯債務者は、借主が本条の規定に従い、返済額の指定を行うことについて、あらかじめ承認することとし、返済額の指定後の債務については引き続き連帯保証・連帯債務の責めに任じるものとします。

〔 〕《赤色■マーク》《元利均等返済の場合のみ適用》

3. 借入要項において「返済額指定期間終了日」を定めた場合または、後日「個人ローン変更契約書」を差し入れ、当該変更契約書で「返済額指定期間終了日」を定めた場合には、毎回返済額は、「返済額指定期間終了日」までは、変更しないこととします。
4. 「返済額指定期間終了日」の翌日に、毎回返済額の変更を行うものとし、その時点での借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて新しい毎回返済額を算出し、翌月返済分からこの新しい毎回返済額をもって返済するものとします。

〔 〕《青色●マーク》《元利均等返済の場合のみ適用》

3. 借入要項において「返済額指定期間終了日」を定めた場合または、後日「個人ローン変更契約書」を差し入れ、当該変更契約書で「返済額指定期間終了日」を定めた場合には、毎回返済額は、「返済額指定期間終了日」までは変更しないこととします。この場合、返済額指定期間終了日と固定金利適用期間終了日は同一日とします。
4. 「返済額指定期間終了日」の翌日に、毎回返済額の変更を行うものとし、その時点での借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて新しい毎回返済額を算出し、翌月返済分からこの新しい毎回返済額をもって返済するものとします。

第4条 （固定金利適用期間終了後の適用利率）

1. 固定金利適用期間終了後について、借主は、固定金利適用期間終了日の3営業

日前までに通知のうえ、「個人ローン変更契約書」を銀行に差し入れ、銀行所定の手数料を支払うことにより、固定金利選択借入の選択をすることができるものとします。その場合の借入利率は銀行所定の利率とし、当該借入利率を定めるための基準は、固定金利適用期間が終了する約定返済日（休日調整前）の当日における、銀行所定の金利とします。

2. 借主が前項に拠る固定金利選択借入の選択を行わない場合には、固定金利適用期間終了日の翌日以降適用する利率は、固定金利適用期間が終了する約定返済日（休日調整前）の当日における、年2回金利を見直す方式で変動する銀行所定の金利とします。
3. 前2項により借入利率が見直された場合、銀行は適用される借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて返済額を算出し直すものとし、原則として見直し後第1回の約定返済日の10日前までに、変更後の借入利率並びに毎回の元金返済額に占める元金部分と利息部分の金額等を書面により通知するものとします。

第5条 （固定金利適用期間終了後の変動金利借入による借入利率の見直し）

1. 本条は、固定金利適用期間終了後の適用利率が前条第2項で定める金利となる場合に適用します。
2. 本条において、「標準金利」とは、銀行が定める「短期プライムレート連動長期貸出金利の最優遇金利」をいいます。
3. 前条第2項により定めた借入利率は、以降標準金利の変動に伴って引上げまたは引下げられるものとします。
4. ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により銀行所定の標準金利が廃止された場合には、銀行所定の標準金利に代え、一般に相当と認められる金利を標準金利とするものとします。
5. 借入利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます）に行うものとします。
6. 見直し方法は、前回基準日における標準金利と現基準日における標準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。ただし、固定金利適用期間終了後最初の見直しの場合には、前回基準日は銀行所定の日とします。
7. 前2項により見直した借入利率の適用開始日は次のとおりとします。

①半年ごと増額返済を併用しない場合

ア. 基準日が4月1日の場合には、その後に到来する6月の約定返済日の翌日（したがって、7月の返済日から、新借入利率適用による返済が始まるものとします。）

イ. 基準日が10月1日の場合には、その後に到来する12月の約定返済日

の翌日（したがって、翌年の1月の返済日から、新借入利率適用による返済が始まるものとします）。

②半年ごと増額返済を併用する場合

〔 〕《赤色■マーク》

毎月返済部分については前号と同様とし、増額返済部分については分ち計算するものとします。

〔 〕《青色●マーク》

各基準日以降、最初に到来する借入要項に定めた増額返済月における約定返済日の翌日。

8. 前3項により借入利率が見直された場合、銀行は原則として見直し後第1回の約定返済日の10日前までに、変更後の借入利率並びに毎回の元金返済額に占める元金部分と利息部分の金額等を書面により通知するものとします。

第6条 （固定金利適用期間終了後の変動金利借入による借入利率見直しに伴う返済額変更の基準）＜元利均等返済の場合のみ適用＞

1. 毎回返済額は、固定金利適用期間中は変更しないものとしますが、第3章第4条第1項に抛る固定金利選択借入の選択を行わない場合は、固定金利適用期間終了日翌日にその日における適用利率、残存元金、残存期間等に基づいて新しい毎回返済額を算出し、翌月返済分からこの新しい毎回返済額をもって返済するものとします。
2. 固定金利適用期間終了後、10月1日の見直し基準日を5回経過するまでは、その間に借入利率の変更があっても、その後最初に到来する、第3章第5条第7項に定める約定返済日までは、元金部分と利息部分の金額を調整することにより前項の毎回の元金返済額は変更しないものとします。5回目の10月1日の見直し基準日には、銀行は借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて返済額を算出し直すものとし、借主は、その後最初に到来する、第3章第5条第7項に定める約定返済日の翌日よりこれに基づいて返済します。以降も同様とします。ただし、新返済額は、前回返済額の1.25倍を限度とします。
3. 前項の元金部分と利息部分の金額の調整については、次のとおりとします。
 - ①ア. 借入利率の引上げの場合には、増加した利息は、毎回の返済額に含めて支払うものとし、増加した利息相当額だけ、元金の返済を減少させるものとします。ただし、支払利息の増加により、利息の支払だけで毎回の返済額を超えたときは、その超過部分（以下「未払利息」という）は、5回目の10月1日の見直し基準日後最初に到来する、第3章第5条第7項に定める約定返済日まで、その支払を猶予するものとします。
 - イ. 返済額の見直し基準日において未払利息の繰延べがある場合は、銀行所定の計算方法により新返済額を算出するものとします。

ウ．繰り上げ返済する場合において、上記未払利息の繰延べがある場合は、繰り上げ返済日に支払うものとします。

②借入利率の引下げの場合には、減少した利息相当額だけ元金の返済額を増加させるものとします。ただし、未払利息の猶予を受けているときは、その支払を優先させるものとします。

4．半年ごと増額返済部分については、次回返済時より毎月返済部分とは別個に前2項に準じて取り扱うものとします。

第7条 (固定金利適用期間終了後の変動金利借入による最終約定返済日の取扱い) <元利均等返済の場合のみ適用>

最終返済額見直し以降、借入利率変更に伴い、最終期限に未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終期限に一括して支払うものとします。

第4章 固定金利借入に適用される規定

第1条 (固定金利借入の適用利率)

固定金利借入の適用利率は借入要項欄に記載の利率にて固定するものとし、借入期限まで変更しないものとします。

なお、適用利率を定めるための基準は、借入日における銀行所定の金利とします。

また、規定書第1章第2条は適用されず、借入期間中に変動金利借入・固定金利選択借入への変更は行わないものとします。

第2条 (固定金利借入の繰り上げ返済)

借主が固定金利借入の繰り上げ返済を行なう場合には、第1章第7条に定める手数料とは別の銀行所定の手数料を支払うものとします。

第3条 (固定金利借入の返済額の指定) <第3項および第4項は元利均等返済の場合のみ適用>

- 1．本条の規定は、銀行の承諾を受け、銀行所定の手続、手数料の支払を行ったうえで、返済額の指定をする場合において適用されます。なお、指定の対象は、元利均等返済の場合は「元利金」、元金均等返済の場合は「元金」とします。
- 2．連帯保証人・連帯債務者は、借主が本条の規定に従い、返済額の指定を行うことについて、あらかじめ承認することとし、返済額の指定後の債務については引き続き連帯保証・連帯債務の責めに任じるものとします。
- 3．借入要項において「返済額指定期間終了日」を定めた場合または、後日「個人ローン変更契約書」を差し入れ、当該変更契約書で「返済額指定期間終了日」を定めた場合には、毎回返済額は、「返済額指定期間終了日」までは、変更しないこととします。
- 4．「返済額指定期間終了日」の翌日に、毎回返済額の変更を行うものとし、その時点での残存元金、残存期間等に基づいて新しい毎回返済額を算出し、翌月返

済分からこの新しい毎回返済額をもって返済するものとします。

第5章 住宅ローン（親子リレー返済方式）に適用される規定

第1条 （連帯債務の特約）

1. 銀行からの借主に対する連絡、諸通知は借主（第1章第1条第1項の個人ローン契約書における甲または乙）のいずれか一方に対して行えば足り、双方に対して行う必要はないものとします。
2. 甲および乙が個人ローン契約によって銀行に対し連帯して負担する債務については、その全額を甲の負担部分とします。なお、本項にかかる負担部分の割合は、第4項の場合または銀行が相当と認め承諾した場合を除き変更できないものとします。
3. 第1章第6条による返済用預金口座からの元利金の返済については、銀行は借主がこの契約によって負担する債務のうち、甲の負担部分について甲のみが返済したものとして取扱うものとします。
4. 甲に相続が発生した場合、第2項による甲の負担部分は自動的に乙の負担部分に変更されるものとし、かかる変更がなされた後は、甲の相続人の負担部分が無いことを乙は確認するとともに、甲の相続人をしてかかる変更に異議を述べさせないものとします。
5. 第1章第7条による繰り上げ返済、第1章第9条、第1章第10条による返済または第1章第12条による相殺の場合、銀行はその者の負担部分について同人が返済したものとして取扱うこととします。
6. 第1章第9条、第1章第10条による借主とは甲または乙のいずれかを指します。
7. 甲および乙は、銀行が相当と認めるときに一方の連帯債務者に対して、債務の免除もしくは担保の変更・解除をしても、他の連帯債務者は免責を主張しないものとします。
8. 銀行が甲または乙の一方に対して行った履行の請求は、他の者に対しても、その効力が生じるものとします。

第6章 住宅融資つなぎローンに適用される規定

第1条 （元利金の返済方法）

元利金の返済方法については第1章第3条によらず、次のとおりとします。

- ①元金は、期限に一括して返済するものとします。
- ②利息は各利息支払日に後払いするものとし、 $[\text{元金残高} \times (\text{年利率} \times 1 / 12)]$ で計算します。
- ③第1回返済日または第1回利息支払日の利息は、次のとおり計算します。

- ア. 借入日以降、借入日の翌日から起算して50日後までの期間において、毎月返済の第1回返済日または第1回利息支払日の応当日（年月にかかわらず日付が同一の日）のうち、最も遅い日を基準日とします。
- イ. 借入日の日付と基準日の日付が同一の場合、 $\text{年利率} \times 1 / 12$ で計算します。
- ウ. 借入日の日付と基準日の日付が同一ではなく、借入日の翌日から起算して、第1回返済日または第1回利息支払日までの期間が50日以内の場合、1年を365日とし、日割で計算します。
- エ. 借入日の日付と基準日の日付が同一ではなく、借入日の翌日から起算して、第1回返済日または第1回利息支払日までの期間が51日以上の場合、借入日から基準日までの期間は、1年を365日とし、日割で計算し、残りの期間を $\text{年利率} \times 1 / 12$ で計算します。

第2条 （住宅金融支援機構等からの借入金の代理受領）

銀行が住宅金融支援機構等からの借入金を代理受領したことをもって、返済期限前であっても、その代理受領代り金を、個人ローン契約による債務の返済に充当するものとします。

第3条 （繰り上げ返済の特約）

借主が個人ローン契約による債務を期限前に全額返済する場合には、借入日または前回利息支払日の翌日から繰り上げ返済日までの利息を支払います。この場合の計算方法は月利計算とし、1ヶ月未満の端数日数については年365日の日割計算とします。

第7章 アパートローンに適用される規定

第1条 （固定金利適用期間の繰り上げ返済）

1. 固定金利適用期間中は、第1章第7条、第3章第2条、第4章第2条の規定にかかわらず、借主はあらかじめ銀行の承諾を受けなければ、個人ローン契約における借入の一部または全額の繰り上げ返済をすることはできないものとします。
2. 固定金利適用期間中に次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する場合は次の算式に基づいて得られる金額を損害金として銀行に支払うものとします。
 - （ア）借主がやむをえない事情により銀行の承諾を受けたうえで繰り上げ返済をする場合。
 - （イ）借主が第1章第9条、第1章第10条の規定により個人ローン契約による借入について期限の利益を喪失して銀行の請求により繰り上げ返済を行う場合。
 - （ウ）保証提携先が繰り上げ返済を行う場合。

(エ) 固定金利借入において、借主がやむをえない事情により銀行の承諾を得たうえで、当初借入時から通算して当初借入期間に対応する固定金利の最長借入可能期間を超える期間延長の条件変更を行う場合。

損害金＝（固定金利が適用される残存期間の元金平均残高）×（A－B）％×〔固定金利適用期間の残存日数〕÷365日

〔固定金利選択借入の場合〕

A…固定金利適用開始時における銀行所定の固定金利選択借入の適用利率

B…繰り上げ返済日における固定金利適用期間の残存日数に対応する銀行所定の固定金利選択借入の適用利率

〔固定金利借入の場合〕

A…固定金利適用開始時における銀行所定の固定金利借入の適用利率

B…繰り上げ返済日または条件変更日における固定金利適用期間の残存日数に対応する銀行所定の固定金利借入の適用利率（※）

※ただし、繰り上げ返済日または条件変更日における固定金利適用期間の残存日数が10年以内の場合は、繰り上げ返済日または条件変更日における固定金利適用期間の残存日数に対応する銀行所定の固定金利選択借入の適用利率とします。

（注）損害金は「（A－B）％＞0」の場合のみ発生するものとし、上記算式に基づいて得られる金額が負の値となる場合には、損害金は発生しないものとします。

第8章 無担保ローン（除く「住宅融資つなぎローン」）に適用される規定

第1条 （債務不履行の場合の資産譲渡）

債務不履行の場合には借主が保護預け、その他銀行に寄託した物件あるいは取立を依頼した手形小切手などは、借主の個人ローン契約に基づくいっさいの債務を担保するため銀行に当然譲渡したものとし、任意に取立その他処分をされても異議なく、預り証その他関係書類は請求あり次第直ちに差出すものとします。

第2条 （公正証書の作成）

借主は、銀行が請求したときはいつでも公証人に委嘱して個人ローン契約に基づく債務の承認ならびに強制執行の認諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第3条 （固定金利借入についての留意事項）

借入方式が固定金利の場合、お借入後に借入要項記載の利率は変更しないものとします。

第4条 （変動金利借入における返済額の変更）

〔 〕《赤色■マーク》

借入方式が変動金利借入の場合、第2章第4条の規定にかかわらず、借入利率の変更にもとづく毎回の元利金返済額の変更は借入利率変更の都度おこなうものとします。

〔 〕《青色●マーク》

1. 借入方式が変動金利借入の場合、第2章第4条の規定にかかわらず、借入利率の変更にもとづく毎回の元利金返済額の変更は借入利率変更の都度おこなうものとします。ただし、新返済額は、前回返済額の1.25倍を限度とします。
2. 前項の元金部分と利息部分の金額の調整については次のとおりとします。
 - ①ア. 借入利率の引上げの場合には、増加した利息は、毎回の返済額に含めて支払うものとし、増加した利息相当額だけ、元金の返済を減少させるものとします。ただし、支払利息の増加により、利息の支払だけで毎回の返済額を超えたときは、その超過部分（以下「未払利息」という）の支払は繰り延べ、翌月以降の返済額より支払うものとし、その充当順序は、未払利息、約定利息、元金の順とします。
 - イ. 返済額の見直し基準日において未払利息の繰延べがある場合は、銀行所定の計算方法により新返済額を算出するものとします。その充当順序は、本号ア. と同一とします。
 - ウ. 繰り上げ返済する場合において、上記未払利息の繰延べがある場合は、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- ②借入利率の引下げの場合には、減少した利息相当額だけ元金の返済額を増加させるものとします。

第9章 提携教育ローンに適用される規定

第1条 （個人信用情報機関への登録、利用等）

1. 借主、連帯保証人、親権者は、ローンの申込に関して銀行が加盟し利用する個人信用情報機関ならびに同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等に定めるとおり、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
2. 借主、連帯保証人、親権者は、ローンの申込に関する客観的な事実について、銀行が加盟し利用する個人信用情報機関にそれぞれ定める期間登録され、銀行が加盟し利用する個人信用情報機関の加盟会員によって、自己の取引上の

判断のために利用されることに同意します。

3. 借主、連帯保証人、親権者は、以下の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟し利用する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
4. 借主、連帯保証人、親権者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関および加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
5. 前4項に規定する個人信用情報機関、登録情報は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、銀行ではできないため、借主、連帯保証人、親権者は各機関に対して請求するものとします。

当行が加盟し利用する個人信用情報機関の 名称・所在地	左記個人信用情報機関の定めるローンの申込ならびにローンの申込 による契約に基づき登録される個人情報とその期間
名称： 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 銀行会館 電話番号：03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報： 下記の情報のいずれかが登録されている期間 個人信用情報機関を利用した日、ローン申込の内容等事実：個人信用情報機関を利用した日より1年を超えない期間 借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）： 契約期間中および契約終了日（完済していない場合は、完済日）から5年を超えない期間 不渡情報：第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 官報情報：破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨：当該調査中の期間 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報：本人から申告のあった日から5年を超えない期間

名称： 株式会社シー・アイ・シー 所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 電話番号：フリーダイヤル 0120-810-414 http://www.cic.co.jp/ (当行が割賦販売法に基づき加入している 指定信用情報機関)	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報 下記の情報のいずれかが登録されている期間 個人信用情報を利用した日、ローン申込の内容等事実：個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月 契約に係る客観的な取引事実：契約期間中および契約終了後 5 年以内 債務の支払いを延滞した事実：契約期間中および契約終了後 5 年間
なお、全国銀行個人信用情報センター、株式会社シー・アイ・シーと次の個人信用情報機関と相互に提携しております。 株式会社日本信用情報機構（J I C C） 事務局所在地：郵便番号 101-0042 東京都千代田区神田東松山下町 41-1 電話番号：0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/	

第 10 章 電子契約に適用される規定

第 1 条 (印鑑照合等)

第 1 章第 15 条を以下の内容に変更します。

銀行が、銀行との借入契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を個人ローン契約書に押印の印影または、返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。また、銀行との借入契約にかかる諸届その他の書類が電子文書として作成され、それらの書類に本人宛に行使手段が通知された電子署名が行われているときも、同様とします。

第 2 条 (電子契約手数料)

借主は、個人ローン契約を電子契約により行う場合、銀行所定の手数料を支払うものとします。

以 上

「用語の解説」

1. 連帯保証人

保証人は、借主がローン等を返済できない場合に、借主に代って返済する義務を負う人をいいますが、「連帯保証人」とは、さらに借主と連帯して返済義務を負う人をいいます。連帯責任を負わない保証人は、債権者から請求された場合でも、まず借主に請求するように求め、また、借主に返済資力のあることを証明すれば支払を拒むことができます。しかし、「連帯保証人」の場合は、借主と同様の連帯保証責任を負うので、債権者が借主に請求したか否かや借主に資力が残っているか否かにかかわらず、借主の債務不履行があり債権者から請求を受けたときは直ちに借主に代って返済する義務を負い、借主より先に財産に対する差押え（項番20参照）等の強制執行を受けることもあります。金融機関に対する保証は、一般に連帯保証となっています。

なお、「連帯保証人」がローンの借主に代って債務の返済をしたときは、連帯保証人はローンの借主に対して求償することができ、この求償のために債権者の権利に代位（項番34参照）することができます。

2. 損害金（「個人ローン規定書」第1章第4条）

借主が約定どおり元利金の返済を行なわない場合、返済日の翌日から入金日までの期間について、返済が遅延している元金に借入要項に記載された所定の利率を乗じて算出された金額を、違約金としてお支払いただくものです。

3. 元利金返済額等の自動支払（「個人ローン規定書」第1章第6条）

「元利金返済額等の自動支払」とは、毎回の返済額等を銀行の窓口等で返済するのではなく、返済日当日に、コンピューター処理により自動的に借主の預金口座から引き落とされ支払われる方法のことをいいます。

4. 銀行の休日（「個人ローン規定書」第1章第6条）

「銀行の休日」は、銀行法で、「日曜日その他政令で定める日に限る」とされています。具体的には、「日曜日」のほか、「祝日」、「国民の休日」、「12月31日から翌年の1月3日までの日の4日間」、および「土曜日」です。

5. 増額返済併用（「個人ローン規定書」第1章第6条）

一般には、ボーナス時等に年2回、通常の毎月返済額に一定額を上乗せして返済する方式のことをいいます。

6. 繰り上げ返済（「個人ローン規定書」第1章第7条）

借入当初の契約で定められた期限よりも前に繰り上げて返済することをいいます。具体的には、残っている債務額（残債務額）の一部を繰り上げて返済すること、あるいは残債務全額を一括して返済することをいいます。こうした繰り上げ返済を行うには、銀行所定の手数料がかかるのが一般的です。

なお、アパートローンでは繰り上げ返済に関する特例により制約を受ける場合があります。詳しくは銀行窓口までお問い合わせ下さい。

7. 未払利息（「個人ローン規定書」第1章第7条）

「未払利息」とは、発生しているが支払われていない利息のことです。例えば、増額返済月を4ヶ月経過した時点で繰り上げ返済を行う場合、一般に増額返済分の利息は6ヶ月分を後払いする取扱いとなっているため、前回の増額返済以降の4ヶ月分の利息が「未払利息」となり、ご清算いただく必要が生じます。

8. 担保価値の減少（「個人ローン規定書」第1章第8条）

担保物の価値の減少のこと。例えば、不動産を担保物として差し入れている場合、地価の変動により価格が大きく変動することがあり、その価格が借入残債務を担保するに不足するほど下落し、価格の回復が相当期間見込めないような状態となることもありえます。担保価値の減少がある場合、銀行は状況によって他の担保・保証を追加しあるいは担保の変更をお願いすることがあります。

9. 信用不安（「個人ローン規定書」第1章第8条）

銀行がローン等の貸出を行う場合、借主の信用状態が健全であることを前提としていますが、貸出後の借主の著しい資産・収入の減少あるいは他の債務の増加等により、借主の返済能力に懸念の生じる場合があります。借主の「信用不安」とは、客観的に見て、そのような借主の信用状態に懸念が生じ、返済ができなくなるおそれがある場合をいいます。借主に「信用不安」が生じた場合には、銀行は借主に対し、「信用不安」を解消するに足りる担保・保証の差し入れ、追加、変更などをお願いすることがあります。

10. 債権保全（「個人ローン規定書」第1章第8条）

銀行は、貸出した金銭および利息が回収できない事態とならないよう、返済の遅延等の発生を予防するとともに、万一借主が返済できない事態となった場合にも、貸出金が全額回収できるよう必要な措置を講じる必要があります。この措置を「債権保全」といいます。

11. 担保の現状変更（「個人ローン規定書」第1章第8条）

銀行が貸出を行う場合に土地や建物等の不動産を担保として差し入れてもらうことがあります。この不動産について、担保価値の変動が生じるような変更を「担保の現状変更」といいます。例えば、建物の増改築・取り壊しなどや、土地を分割して複数の土地として登記するなどの変更を行うことをいいます。

12. 第三者のための権利設定（「個人ローン規定書」第1章第8条）

特定の法律関係について、これに関与する者（これを「当事者」といいます）以外の者のことを「第三者」といいます。個人ローン契約の場合には、「第三者」とは、金銭を貸出した銀行と金銭を借入れた借主以外の者のことです。「第三者のための権利の設定」とは例えば、この「第三者」のために賃借権、質権、抵当権（項番27参照）等の権利を設定することをいいます。

13. 法定の手続き（「個人ローン規定書」第1章第8条）

担保を処分する手続きについては、担保の種類に応じて各種法律にその定めがあり、その手続きを「法定の手続き」といいます。ところが「法定の手続き」では、手続きに時間

を要することもあり、結果として処分の時期が遅れるなど、より有利に処分できる機会を逃してしまい、借主・銀行双方の利益にならないことがあります。

そこで銀行は、個人ローン契約時に、担保を「法定の手続き」によらず借主との合意のうえで任意の方法で売却し、そのなかから残っている債務額（残債務額）および売却にかかった費用等を回収できるようにしています。例えば、担保不動産を処分する場合に、相応な条件で当該物件を購入したいという第三者が現れたときには、法律に基づく不動産競売手続きをとらずに、借主・銀行双方の合意のもとに第三者に任意に売却することにより、借主・銀行双方にとっての時間的・経済的負担を軽くすることができます。

1 4. 諸費用（「個人ローン規定書」第1章第8条）

個人ローン規定書の第1章第8条の「諸費用」とは、担保を取立てたり、処分したりするときに要する諸々の費用のことをいいます。例えば、売却に伴う手数料や諸税があります。

1 5. 法定の順序（「個人ローン規定書」第1章第8条）

「法定の順序」とは、返済された内容（金額・数量等）が債務全体を消滅させることができないとき、その返済を当事者の間で①債務が複数個ある場合にいずれの債務に充当するか、②元本・利息・費用のいずれに充当するか、について合意していない場合に適用される、法律（民法）で決められた充当の順序のことをいいます。この民法に規定する具体的な「法定の順序」は以下のとおりです。

【債務が複数個ある場合の充当順序】

借主が同一の銀行に同種の複数個の債務を負っている場合で、その全部を返済しきれないときは、借主がその返済をどの債務に充てるかを指定します。その指定がない場合は銀行が指定できますが、借主が異議を申し出ると銀行の指定は効力を発しません。その結果、どの債務に充てるかを定めることができなくなることを防ぐため、最終的な充当方法が法律で定められています。

具体的には、①返済期限が到来した債務とまだ到来していない債務とでは、返済期限が到来したものを優先すること、②ともに期限が到来している複数の債務の場合やともに期限が到来していない複数の債務の場合には、借主に有利な債務（たとえば貸出金利の高低、抵当権等物的担保の有無、手形債務か一般債務かどうかなどを基準に判断）を優先すること、が定められています。

【元本・利息・費用の充当順序】

返済期限が到来したものについて返済を行うが、その金額が銀行に対して負担する債務（借入金の元本・利息、担保保全・債権回収費用）全額を返済しきれず、かつ当事者間で充当の順序の定めがない場合、法律では費用・利息・元本の順で充当することを定めています。

前記の法律の規定どおりの弁済の充当方法によると、銀行および借主の双方にとって有利とはならないことがあることから、個人ローン規定書の場合は必ずしもこれによら

ないことを規定しています。

16. 事変（「個人ローン規定書」第1章第8条）

例えば、内乱等の騒乱や戦争等のような異常な事態をいいます。

17. 期限の利益（「個人ローン規定書」第1章第9条）

期限が到来しないことによって当事者が受ける利益のことをいい、個人ローン契約の場合、借主は「契約で定められた最終返済期限までは、約定どおり返済していれば、借入金全額の返済を求められることはない」という利益のことをいいます。

個人ローン規定書第1章第9条（期限前の全額返済義務）第1項に掲げられている事項のいずれかに該当した場合には、当然に借主はこの「期限の利益」を失い、直ちに個人ローン契約による債務全額を返済しなければなりません。また、個人ローン規定書第1章第9条（期限前の全額返済義務）第2項に掲げられている事項のいずれかに該当した場合には、銀行の請求により借主はこの「期限の利益」を失い、直ちに個人ローン契約による債務全額を返済しなければなりません。

18. 支払の停止（「個人ローン規定書」第1章第9条）

「支払の停止」とは、借主が負う金銭債務の全部または大部分の支払が不能になったことを口頭や行動で（明示または黙示に）表示することをいいます。例えば、借主が破産、民事再生手続開始等の申立をしたり、店舗を閉鎖して営業を停止したり、夜逃げなどにより銀行に所在がわからなくなる行動をとったような場合、支払の停止とみなされます。

19. 手形交換所の取引停止処分（「個人ローン規定書」第1章第9条）

通常、手形交換所では、手形・小切手の信用秩序を維持するために、取引停止処分制度を設けています。取引停止処分制度とは、同じ手形交換所地域内で6ヶ月間に2回の不渡りを出した約束手形・小切手の振出人または為替手形の引受人は、その交換所に参加している銀行との当座勘定取引および貸出取引が2年間停止されるというものです。

20. 差押え（「個人ローン規定書」第1章第9条）

裁判所の命令や税金の滞納処分等により、借主の財産（土地家屋、家財道具のような有体物または権利等）の使用または処分を禁じることを「差押え」といいます。個人ローン規定書第1章第9条（期限前の全額返済義務）第2項第6号の「差押え」とは、借主になんらかの金銭の支払請求権を有する第三者が、借主の当該個人ローン契約の相手方である銀行に提供された担保（不動産等）について、裁判所の命令等により、自己の請求権を確実に確保できるように、担保の処分等を禁止すること、またはその状態をいいます。

21. 競売手続の開始（「個人ローン規定書」第1章第9条）

「競売」とは、裁判所が、金銭の支払請求権を有する者（債権者）の申出により、借主に代って借主の財産を多数の申出人に対して買受の申出を行わせて、最高価格の申出人に競売の対象物を売却する担保処分手続をいいます。

「競売手続の開始」とは、債権者の申出により裁判所が競売の対象物件を差押える（項番20参照）ことをいいます。

具体的には、競売対象物件が不動産の場合には、裁判所から借主に「差押えの通知」が送付されたとき、または裁判所が「不動産の登記簿」に「差押えの登記」を行ったときです。競売対象物件が動産（例えば株券等有価証券）の場合には、裁判所が差押え対象物を差押え（原則として、裁判所が当該動産を占有すること）たときです。これらの実行により差押えの効力が発生し、競売の手続きが開始されたこととなります。

2 2. 相殺（「個人ローン規定書」第 1 章第 1 1 条）

相殺とは、2 者が互いに同種の目的を有する債権をもっている場合（※）に、実際に相互に支払う代わりに、相互の債権を対等額だけ消滅させることをいいます。

※… 例えば、銀行が借主から、一方では預金をお預りしている場合、銀行と借主とがお互いに同種の債権（金銭債権）を有していることとなります。

2 3. 期限未到来の預金（「個人ローン規定書」第 1 章第 1 1 条）

期限の定めのある預金（定期預金等）で、満期が到来していない預金のことです。

2 4. 期限前解約利率（「個人ローン規定書」第 1 章第 1 1 条）

預金の中途解約利率のことです。期限の定めのある預金の場合には、満期が到来していない時点で解約を申出ると、通常、約定利率（項番 2 5 参照）よりも低い利率が適用されますが、その低い利率のことをいいます。期限前解約利率は、銀行の店頭に備えられた説明書に記載されています。

2 5. 約定利率（「個人ローン規定書」第 1 章第 1 1 条）

契約において定められた利率のことをいいます。なお、個人ローン規定書第 1 章第 1 1 条（銀行からの相殺）では、預金の預入契約において定められた利率のことをいいます。

2 6. 印影（「個人ローン規定書」第 1 章第 1 5 条）

証書などに押されたハンコのあと。

ちなみに、印影の真偽を確認するためにあらかじめ官公署、取引先等に届け出ておく印影のことを「印鑑」といいます。

2 7. 抵当権（「個人ローン規定書」第 1 章第 1 6 条）

「抵当権」とは、借主または第三者が所有する不動産等を、その占有（借主等が自己のためにする意思を持って物を所持する状態）を移さずに、債務の担保（返済できなかった場合の引き当て）として債権者に提供する旨の契約によって成立する債権者の担保権です。

借主が債務を返済しなかったまたはできなかった場合には、抵当権者（この担保権を有する債権者）は、担保を処分して得られた処分代金からローン残高および売却にかかった費用を他の債権者に優先して回収ができます。この場合、債権者に担保を提供する者のことを抵当権設定者といいます。

なお、「抵当権」は当事者の契約により成立し、上記のとおり債権者に対して物の引渡しを必要としないため、当事者以外にはその実態がつかめません。そのため、「抵当権」に関わる権利の設定、消滅などの事実関係を契約当事者以外の第三者に示すため、債権者

と抵当権設定者は共同で法務局等に登記・登録を行うこととなっています。

28. 権利の行使または保全に関する費用（「個人ローン規定書」第1章第16条）

借主または保証人に対する「権利の行使または保全に関する費用」とは、抵当権（項番27参照）に関する登記費用、担保物件の価値に関する調査費用および処分にかかる費用の他、債権回収、債権保全（項番10参照）等のためにかかった費用等をいいます。個人ローン規定書第1章第16条では、これらにかかる費用については、借主が負担することを定めています。

29. 補助・保佐・後見（「個人ローン規定書」第1章第17条）

知的障害・痴呆・精神障害等により判断能力が不十分なため、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難である者を保護し支援する制度を成年後見制度といいます。

法定後見制度には、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の制度があり、家庭裁判所は本人を保護するため適切な保護者（「補助人」「保佐人」「成年後見人」）を選ぶことができます。

また、任意後見制度では、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護の事務について本人が前もって任意後見人に代理権を与えることができ、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下で任意後見人による保護を受けることが可能となります。

30. 団体信用生命保険（「個人ローン規定書」第1章第19条）

団体信用生命保険とは株式会社みずほ銀行（債権者）を保険契約者ならびに保険金受取人とし、株式会社みずほ銀行からの住宅ローン等の各種ローンを借り入れた方を被保険者とする保険契約です。

被保険者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態になられたとき、生命保険会社が所定の保険金を保険契約者（保険金受取人）である株式会社みずほ銀行に支払い、その保険金をもって、被保険者の当該借入金（債務）の返済に充当するしくみの団体保険です。

したがって、あらかじめご家族の方々にも、この保険の内容（「団体信用生命保険のご説明」参照）についてご説明願います。

31. 債権譲渡（「個人ローン規定書」第1章第20条）

債権者は自己の有する債権を第三者に譲渡することが法律で認められています。この行為を「債権譲渡」といいます。銀行が住宅ローン等の貸出を行った場合には銀行は借主に対して「貸出した金銭を利息とともに返済してもらう」という債権を有するわけですが、この債権を第三者に譲ることができるということです。

32. 全国銀行個人信用情報センター（「個人ローン規定書」第1章第23条）

全国銀行個人信用情報センターは、消費者信用の円滑化等を図るため、一般社団法人全国銀行協会が設置、運営している信用情報機関で、ローンやクレジットカード等に関する個人信用情報を登録し、銀行等の会員における取引上の判断のための参考資料として提

供しています。

なお、この登録情報については、全国銀行個人信用情報センターがご本人からの請求に基づき開示しています。詳細については、パンフレット『全国銀行個人信用情報センターのご案内』をご参照ください。

3 3. 保証債務の履行（「個人ローン規定書」第 1 章第 2 5 条）

「保証債務の履行」とは、保証人（項番 1 参照）が借主に代って銀行に債務の返済を行うことをいいます。

3 4. 代位（「個人ローン規定書」第 1 章第 2 5 条）

保証人が保証債務を履行（項番 3 3 参照）することによって、銀行が有する担保権その他の権利を取得することをいいます。

3 5. 免責（「個人ローン規定書」第 1 章第 2 5 条）

「免責」とは、債務の弁済責任を免除されることをいいます。個人ローン規定書では、保証人が銀行に対する保証債務の弁済責任を免除されることをいいます。

3 6. 保証限度額（「個人ローン規定書」第 1 章第 2 5 条）

保証は、特定の債務を対象としてなされるのが原則ですが、銀行取引のような継続的な取引関係においては、反復的に生ずる債務を包括的に保証することを内容とする保証契約があり、そのような保証を根保証といいます。このうち、保証金額の上限を定めることがあり、この時の上限を「保証限度額」といいます。

3 7. 提携月利方式

個人ローンには、商品・サービスの販売業者等と銀行が提携し販売業者等を通じて借入申込みのあった方に貸し出す「提携ローン」と、そのような提携関係がなく借入希望者が直接銀行に申込み銀行が貸し出す「非提携ローン」とがあります。また、ローンの利息額の計算方法には、毎月の元本残高に約定利率（年利）を 1 2 で割った利率（月利）を掛けて翌月の支払利息を計算する「月利方式」と、元本に約定利率と借入期間を掛けて利息総額を計算し、その元本と利息の合計額を返済回数で割った金額を毎月の返済額とする「アドオン方式」とがあります。「非提携月利方式」は銀行が特定の販売業者等と提携せず、かつ利息を月利方式で計算するローンをいいます。

3 8. 電子契約（「個人ローン規定書」第 1 0 章）

電子契約とは、作成した電子文書に電子署名法に基づく電子署名を行うことによる契約の締結方法のことをいいます。

3 9. 電子署名（「個人ローン規定書」第 1 0 章第 1 条）

電子署名とは、電子文書に付与する電磁的記録であり「電子文書の作成者を示すために行われたもの」かつ「作成された電子文書に対する改ざんが行われていないことを確認できるもの」のことをいいます。

以 上

保証委託約款（「保証委託契約証書」に記載）

第1章 個人ローンに共通に適用される約款

第1条 （保証委託要項）

1. 委託者の委託に基づいて銀行所定の保証会社（以下「保証会社」といいます）が負担する保証債務の範囲は、株式会社みずほ銀行（以下「銀行」といいます）からの保証委託契約書記載のローン借入に関し、委託者が銀行に対して負担する借入元本、借入利息、損害金、繰り上げ返済損害金、その他いっさいの債務の全額（以下「原債務」といいます）とします。
2. 委託者が借入極度額をもって保証委託を行った場合、その借入極度額は借入元本の合計とします。

第2条 （原債務の履行義務）

保証会社が保証した原債務については、保証会社との保証委託契約（以下「保証委託契約」といいます）ならびに銀行との金銭消費貸借契約の諸約定を遵守し、その支払期日に必ず原債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけないものとします。

第3条 （保証債務の履行）

保証会社が保証債務を履行するときは、委託者に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限到来有無にかかわらず、履行の方法、金額について保証会社が任意に実行しても委託者は異議を述べないものとします。

第4条 （債務の返済等にあてる順序）

1. 委託者が支払った返済金が保証委託契約による債務および委託者と保証会社との取引による他の債務がある場合にはその債務も含めて、委託者の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができ、委託者はその充当に対しては異議を述べないものとします。
2. 委託者または連帯保証人からの申出により相殺がなされる場合も前項と同様とします。

第5条 （中止、解約、終了）

1. 委託者が保証会社に借入極度額をもって保証委託を行っている場合において、委託者が第2章第4条第1項、第2項もしくは第3章第4条第1項、第2項の各号の一つに該当したとき、第2章第1条、第3章第1条に基づき保証会社を権利者として設定した担保権の担保価値が著しく低下したとき、もしくはその他債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの借入極度額による保証を中止し、または解約することができるものとします。
2. 保証委託契約に基づく保証が前項により中止、解約されまたは終了した場合にも、保証会社の保証債務は、委託者がすでに個別に借入れた債務については、

その弁済が終わるまで継続するものとします。

3. 委託者は、前2項の定めにかかわらず、本条第1項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけないものとします。

第6条 (公正証書の作成)

委託者は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、保証委託契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関するいっさいの手続をとるものとします。

第7条 (準拠法・管轄裁判所)

1. 保証委託契約および保証委託契約が適用される保証会社と委託者との取引の契約準拠法は日本法とします。
2. 保証委託契約が適用される保証会社と委託者との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、委託者は保証会社本社または支店・営業所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第8条 (免責条項)

委託者は、保証会社が諸届その他の書類の印影を保証委託契約証書に押印の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれにより生じた損害は、委託者の負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負うものとします。また、諸届その他の書類が電子文書として作成され、それらの書類に本人宛に行使手段が通知された電子署名が行われているときは、それらの書類について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれにより生じた損害は、委託者の負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負うものとします。

第9条 (債権譲渡)

委託者は、保証会社が委託者に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第10条 (信用情報機関への利用と登録の同意)

1. 委託者および連帯保証人は、保証委託契約に係る取引上の判断にあたり委託者および連帯保証人の支払能力の調査のため、保証会社が加盟する信用情報機関および当該機関と提携する信用情報機関に照会し委託者および連帯保証人の個人信用情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、支払回数、利用残高、月々の支払状況等の情報）が登録されている場合には、それを利用することに同意するものとします。
2. 委託者および連帯保証人は保証委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人信用情報が、保証会社の加盟する信用情報機関に5年を超えない期間登録されること、また、保証会社が加盟する信用情報機関および当該機関と提携

する信用情報機関の加盟会員により、委託者および連帯保証人の支払能力に関する調査のため、利用されることに同意するものとします。

〔保証会社が加盟する信用情報機関〕 (2016年12月1日現在)

信用情報機関の名称・所在地・電話番号	登録される情報とその期間
名 称： 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館 電話番号：03-3214-5020	本契約に係わる申込をした事実： 保証会社が信用情報機関を利用した日より1年を超えない期間 本契約に関する客観的な取引事実： 契約期間中および契約終了後5年を超えない期間 債務の支払いを延滞した事実： 延滞解消等の発生日より5年を超えない期間
名称： 株式会社シー・アイ・シー 所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号：フリーダイヤル 0120-810-414	本契約に係わる申込をした事実： 保証会社が信用情報機関を利用した日より6ヶ月間 本契約に関する客観的な取引事実および 債務の支払いを延滞した事実： 契約期間中および契約終了後5年間
名称： 株式会社日本信用情報機構 所在地：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 電話番号：0570-055-955	本契約に係わる申込をした事実： 保証会社が信用情報機関を利用した日より6ヶ月以内 本契約に関する客観的な取引事実および 債務の支払いを延滞した事実： 契約期間中および契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

第2章 有担保ローンに適用される約款

第1条 (求償債務の担保)

1. 委託者はこの契約による債務を担保する為に、保証会社の指定する不動産に保証会社の指示する種類・順位および金額の(根)抵当権を設定します。
2. 本条第1項において根抵当権を設定する場合は、極度額を借入金額または保証会社から提示された金額とします。また、その根抵当権が及ぶ範囲は、委託者

が銀行との間で現在負担し、将来負担する全てのローン借入に関し、委託者が保証会社に対して委託した保証に係わる求償債務とします。

3. 根抵当権を設定登記する場合には、租税特別措置法が定める抵当権設定登記の登録免許税率の優遇措置を受けられないことを了承いたします。
4. 委託者は債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社の請求によって直ちに保証会社の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人をたて、もしくはこれを追加します。

第2条 (届出事項)

1. 委託者の氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに書面をもって保証会社に通知し、その指示に従います。
2. 前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 委託者について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、委託者または委託者の補助人、保佐人、後見人はその旨を直ちに保証会社に書面で届けるものとします。委託者もしくは保証人の成年後見人等について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様とします。届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様とします。
これらの届出を怠ったために生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。
4. 委託者は保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに委託者および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
5. 委託者は担保の状況、または委託者もしくは保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、保証会社に報告するものとします。

第3条 (償還の範囲)

保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- ①保証会社の履行金額。
- ②前号の金額に対し、保証会社が支払いを行った日の翌日から、委託者が保証会社に弁済する日までの年14%の割合(年365日の日割計算)による損害金。
- ③その他保証会社の委託者および保証人に対する権利の行使もしくは債権の

保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用。

④保証委託契約から生じたいっさいの費用（訴訟費用および弁護士費用を含む）。

第4条 （事前求償）

1. 委託者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、委託者は保証会社が保証している金額全額について、保証会社からの通知催告等がなくても、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済します。
 - ①委託者が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - ②委託者が住所変更等の届出を怠るなど、委託者の責めに帰すべき事由によって、保証会社に委託者の所在が不明となったとき。
2. 次の場合には、委託者は保証会社からの請求により、保証会社が保証している金額全額について、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済します。
 - ①委託者が保証委託契約および原債務の金銭消費貸借契約の各約定の一つにでも違反したとき。
 - ②委託者が支払を停止したとき。
 - ③委託者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④担保物件につき差押または競売手続の開始があったとき。
 - ⑤前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前2項の場合、委託者は保証会社に対する求償債務または原債務について担保があると否とを問わず求償に応ずるものとし、また保証会社に対して担保の提供または原債務の免責を請求しません。なお、委託者が求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なくその保証債務を銀行に対し履行するものとします。

第5条 （連帯保証人）

1. 保証人は、保証委託契約によって委託者が負担する債務の履行については、この約定に従います。
2. 保証人は、保証会社の都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除されても異議を述べないものとします。
3. 保証人が保証委託契約による保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、委託者と保証会社との取引継続中は保証会社の同意がなければこれを行使しないものとします。また、代位の目的となった権利の対価たる金銭については保証会社が保証人に優先して分配を受けることができるものとします。
4. 保証人が委託者と保証会社との取引について、ほかに保証をしている場合には、

その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、またほかに極度額の定めのある保証をしている場合にはその保証極度額にこの保証の額を加えるものとします。また保証人が委託者と保証会社との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

5. 委託者および保証人は次のとおり表明するものとします。

①委託者は、保証人に対して以下の記載事項に関してあらかじめ、保証会社に対して提供した情報を含む、正確な情報を提供したこと。

- ・財産および収支の状況
- ・被保証債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- ・被保証債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

②保証人は、委託者から以下の記載事項に関してあらかじめ、保証をするかどうかの判断に必要な情報の提供を受けたこと。

- ・財産および収支の状況
- ・被保証債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- ・被保証債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

6. 委託者は、保証会社が現在および将来の保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、委託者に対してもその履行の請求の効力が生じるものとするについて、合意するものとします。

第6条 (保証料および手数料)

1. 委託者は、保証会社の保証に対して保証料を以下のとおり支払うものとします。なお、保証料率については、合理的な計算方法に基づいて銀行と保証会社間で定めるものとします。

①保証料を保証委託時に一部前払いする場合

委託者は、保証委託時に保証料の一部を前払いするものとします。また、委託者は、一部前払いする保証料以外の保証料を委託者が銀行との金銭消費貸借契約に基づき支払う利息の中から銀行を通じて支払うものとします。

②保証料を保証委託時に前払いしない場合

委託者は、銀行との金銭消費貸借契約に基づき支払う利息の中から銀行を通じて支払うものとします。

2. 委託者は、ローン取扱時および繰り上げ返済等の取扱時には保証会社からの請求に基づき手数料を保証会社に支払うものとします。

3. 委託者が銀行との金銭消費貸借契約に従い原債務を遅滞なく履行しており、か

つ金銭消費貸借契約に基づく原債務を委託者が約定期限前に繰り上げ返済する場合には、保証会社は、前項の既払保証料のうち、繰り上げ返済の金額および時期に応じて計算した戻保証料を支払うものとします。その場合、保証会社は、保証会社所定の繰り上げ返済取扱手数料を差引くものとします。

第7条 (個人情報の収集・利用・提供に関する同意)

委託者は、委託者に関する情報の収集・利用・提供に関し、以下の内容に同意します。

- ①保証会社が保証委託契約に基づく与信業務(途上与信を含む)および債権管理業務等のために銀行から銀行が保有する委託者の情報を収集し、利用すること。
- ②保証会社が上記業務のために、保証会社が保有する委託者の情報を銀行に提供すること。

第3章 無担保ローンに適用される約款

第1条 (担保・保証)

1. 委託者は保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社の請求あり次第直ちに保証会社の承認する担保を差し入れ、また連帯保証人をたてるものとします。
2. 委託者は保証会社が前項の債権保全のために要した費用を全て支払うものとします。

第2条 (届出事項)

1. 委託者の氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに書面をもって保証会社に通知し、その指示に従うものとします。
2. 前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着したまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到達したものとします。
3. 委託者について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、委託者または委託者の補助人、保佐人、後見人はその旨を直ちに保証会社に書面で届けるものとします。届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様とします。
これらの届出を怠ったために生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。
4. 委託者は保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、委託者の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

5. 委託者は委託者の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、保証会社に報告するものとします。
6. 委託者は銀行における与信業務（途上与信を含みます）および債権管理業務のため、本条の届出事項を、保証会社が銀行に報告することについて異議を述べないものとします。
7. 委託者は本申込みにかかる審査のためもしくは債権管理のために保証会社が必要と認めた場合、保証会社が委託者の住民票等を取得し利用することに同意します。

第3条 （償還の範囲）

保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- ①保証会社の履行金額。
- ②前号の金額に対し、保証会社が支払いを行った日の翌日から、委託者が保証会社に弁済する日までの年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による損害金。
- ③その他保証会社の委託者および保証人に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用。
- ④本契約から生じた一切の費用（訴訟費用および弁護士費用を含みます）。

第4条 （事前求償）

1. 委託者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、委託者は保証会社が保証している金額全額について、保証会社からの通知催告等がなくても、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - ①委託者が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含みます）を返済しなかったとき。
 - ②委託者が住所変更の届出を怠るなど、委託者の責めに帰すべき事由によって、保証会社に委託者の所在が不明となったとき。
 - ③委託者が保全処分、強制執行を受けたとき。
 - ④競売、破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - ⑤委託者が公租、公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - ⑥委託者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑦債務の整理・調整に関する申立があったとき。
 - ⑧委託者が保証会社の発行するカード会員である場合、当該カード会員規約に基づき会員資格の取消を受けたとき。
 - ⑨第11条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項

- の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
2. 次の場合には、委託者は保証会社からの請求により、保証会社が保証している金額全額について、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに返済します。
- ①委託者が本契約および原債務の金銭消費貸借契約証書の一つにでも違反したとき。
- ②委託者が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ③前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前2項の場合、委託者は保証会社に対する求償債務または原債務について、担保があると否とを問わず求償に応ずるものとし、また保証会社に対して担保の提供または原債務の免責を請求しないものとします。なお、委託者が求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なくその保証債務を銀行に対し、履行するものとします。

第5条 (相殺)

委託者が前条1項、2項により求償債務を履行しなければならない場合、その債務と委託者の保証会社に対する債権とを期限のいかんにかかわらず、いつでも保証会社において相殺することができるものとします。

第6条 (個人情報の収集・利用・提供に関する同意)

委託者は、保証会社が保証委託契約に基づく与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務等のために銀行から銀行が保有する委託者の情報を収集し、利用することに同意するものとします。

団体信用生命保険のご説明（「団体信用生命保険申込書兼告知書」に記載）

【ご加入について】

被保険者は、この保険契約へのご加入（融資実行を受けるとき）の際、健康であることを要します。このためご加入時には「申込書兼告知書」で健康状態等をご申告（「告知」といいます）いただきます。

ただし、告知事項の記載内容によりましては、診断書をご提出いただくこともあります。なお、告知事項ならびに診断書の記載内容によっては、ご加入をお断りする場合がありますのでご了承ください。

【最高保険金額】

ご加入いただける保険金額の上限は1億円（他のお借入れの際に既にこの保険契約にご加入の場合は通算します。）となります。

【保障の開始日】

保障開始日は、融資実行日とします。

借り換え融資の場合は、改めて団体信用生命保険契約にご加入いただくことになりますので、借り換え融資実行日が新たな保障開始日となります。このため、借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしませんので十分ご注意ください。

【告知義務違反による解除】

ご加入申し込み時の告知に際し事実を記入されなかったり、記入された内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されることがあります。この場合、保険金のお支払いはできず借入金（債務）が残ることになりますのでご注意ください。

【保険金のお支払い】

被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当した場合、株式会社みずほ銀行に保険金が支払われます。

- (1) 死亡されたとき。
- (2) ご加入日以後に生じた傷害または疾病により次の①から⑧のいずれかの高度障害状態になられたとき。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの。(※1)
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。(※2)
 - ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。(※3)
 - ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。
 - ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。
 - ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。
 - ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。
 - ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの。

(※1) 眼の障害（視力障害）

- ・視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- ・「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(※2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

(※3) 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできずに、常に人の介護を要

する状態をいいます。

【保険金が支払われない場合】

被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。

- (1) ご加入日から1年以内に自殺されたとき。
- (2) この「申込書兼告知書」で、告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき。
- (3) 故意により高度障害状態になられたとき。
- (4) ご加入日前の傷害または疾病が原因で高度障害状態になられたとき。
- (5) 戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態になられたとき。
- (6) 詐欺の行為により加入者となっていたとき。
- (7) 借り入れた住宅ローン等の各種ローンが、保証会社等により代位弁済されたとき。

【住宅ローン（親子リレー返済方式）について】

被保険者（団体信用生命保険加入者）が株式会社みずほ銀行から借り入れたローンの種類が、住宅ローン（親子リレー返済方式）の場合、団体信用生命保険の保険金額は、親子別々に設定されます。

保険金額は、まず、親の保険金額が借入金（債務）返済に伴って逦減していき、親の告知書記載の当初保険金額相当額の返済が終了次第、直ちに子の保険金額が借入金（債務）返済に伴って逦減していきます。

【保険事故発生の場合の手続き】

万一、被保険者に保険事故（死亡、所定の高度障害状態）が発生した場合には、直ちにお取引の株式会社みずほ銀行の窓口あてご連絡のうえ、下記書類をご提出ください。

なお、被保険者の保険事故発生後、下記書類の株式会社みずほ銀行あての提出が遅延し、保険事故発生から3年以内に株式会社みずほ銀行が生命保険会社に保険金請求ができなかった場合、保険金請求権が消滅いたしますので、十分ご留意願います。

〔提出書類〕

- (1) 死亡の場合
 - ①被保険者についての医師の死亡診断書または死体検案書
 - ②被保険者の死亡事実の記載のある住民票
- (2) 高度障害状態の場合
 - ①被保険者についての医師の障害診断書（生保所定用紙）
 - ②被保険者の住民票

以 上

当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-----------------------	--